

複写サービス（カラー複合機）契約書（案）

広島市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、複写サービス（カラー複合機）（以下「複写サービス」という。）について、次のとおり契約締結する。

（総則）

第1条 受注者は、発注者に複写サービスを提供するに際し、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複写機に必要な消耗品を円滑に供給するものとする。

（契約対象物件及び設置場所）

第2条 この契約の対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。

(1) 物件

(2) 台数

1台

(3) 設置場所

広島市安芸区役所本館（広島市安芸区船越南三丁目4番36号）

4階維持管理課

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の日の1箇月前までに発注者から何ら意思表示がないときは、引き続き1年間更新するものとし、以後この例にする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、令和10年3月31日以降は、この契約は更新しない。

3 次条の規定により、発注者が受注者に支払うべき金額について、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は当該契約を解除する。

（複写サービス料金）

第4条 複写サービス料金は、1箇月（月の初日から末日までをいう。）ごとに、次の表の複写サービス数量の区分ごとに算出し（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）、それらの合計額とする。

複写サービス数量		金額
モノクロ	1枚以上	1枚につき 円
カラー	1枚以上	1枚につき 円

2 受注者が複写機の保守に当たって、複写機の点検整備のために要した複写及び受注者の責めに帰すべき原因で生じた不良の複写については、その枚数は前項の複写サービス数量から除くものとする。

3 受注者は、毎月末日に発注者の職員の確認を受けて、第1項の複写サービス数量を確定する。

4 プリンタ機能により出力されたプリントは、複写サービス料金に含むものとする。

（複写サービス料金の請求）

第5条 受注者は、前条第1項の複写サービス料金に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して金額を請求するものとする。

2 前項の消費税及び地方消費税に相当する額は、前条第1項の複写サービス料金から算出される消費税及び地方税法に規定する消費税及び地方消費税の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

（複写サービス料金の支払）

第6条 発注者は、受注者から前条による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする

（契約保証金）

第7条 契約保証金はモノクロ・カラーの各単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1以上とし、受注者がこの契約に基づく義務を履行したときは、返還するものとする。

2 契約保証金には、利息を付けない。

3 受注者がこの契約について広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第31条第1号の履行保証保険契約を締結した場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときは、受注者は、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日翌日から1年間又は複数年間（この契約の残余の履行期間が当該1年間又は複数年間の中で到来する場合にあっては、当該残余の履行期間の最終日まで）を新たな期間（以下「新たな対象期間」という。）とする履行保証保険契約を締結して発注者に提出するか、又は新たな対象期間に係る契約保証金を発注者に納付するものとする。新たな履行保証保険契約を締結して提出した場合において、当該履行保証保険契約の保険期間の終期がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときも、同様とする。

4 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金（履行保証保険契約に基づき支払われる保険金及び前項の規定により受注者が納付した契約保証金を含む。）は、第15条第1項及び第16条第1項の規定により契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

（複写機の保守）

第8条 受注者は、複写機を発注者が常時正常な状態で使用できるよう保守を行うものとする。

2 前項の保守を行うために、原則、受注者は月に1回点検・整備を行わなければならない。ただし、点検及び整備の方法については、発注者・受注者協議のうえ別途定めることができる。

3 受注者は、複写機が故障した場合は、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

4 受注者の作業の実施は、受注者の所定の営業時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により時間外において作業する場合は、発注者・受注者協議のうえこれを行うものとする。

（複写機及び消耗品の所有権）

第9条 複写機及び消耗品の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良な管理者の注意をもって使用、管理しなければならない。

2 受注者は、複写機及び消耗品が受注者の所有であることを示す表示等を行わなければならない。

3 発注者は、複写機及び消耗品が受注者の所有であることを示す表示等をき損するなど、複写機の現状を変更するような行為及び消耗品を他に流用するような行為をしてはならない。

（保険）

第10条 受注者は、受注者の費用で複写機に動産総合保険を付するものとする。

(損害賠償)

第11条 受注者は、発注者が故意又は重過失によって複写機及び消耗品に損害を与えた場合は、その損害を発注者に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、受注者は発注者に請求しないものとする。

(債権の譲渡禁止)

第12条 受注者は、この契約に基づく権利を第三者に譲渡してはならない。

(機密の保持)

第13条 受注者は、保守の実施に当たって知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の終了後又はこの契約を解除した後においてもまた同様とする。

2 契約期間満了による複写機の返還及び保守交換作業の過程で取り外したハードディスクにおいて、記録が残っているデータは、意味のないデータを上書きするなどし、安全に消去すること。

(契約の解除)

第14条 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、この契約を解除することができる。

2 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、1箇月前に文書をもって受注者に通告するものとする。

(複写機の返還)

第15条 発注者は、複写サービス期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、複写機を速やかに返還するものとする。この場合において、当該返還に要する経費は、受注者の負担とする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

(その他)

第17条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和5年 4月 1日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

受注者

代表者